

【事案Ⅱ－５】災害死亡共済金請求

・ 平成 25 年 6 月 28 日 和解解決

<事案の概要>

被共済者が歩行中転倒し前頭部を打ち、翌日の昼食後吐き気を訴え、吐物をつまらせ窒息し死亡したため災害死亡共済の請求をしたところ、共済団体が「外来の作用にあるとは考えられず、疾病等、身体の内的作用によるもの」として、災害給付特約共済金および災害死亡割増特約共済金を支払わなかったことを不服として申立てをしたもの。

<申立人の主張>

共済団体は、終身共済の災害給付特約共済金 500 万円および災害死亡割増特約共済金 500 万円を申立人へ支払えとの判断を求める。

- (1) 平成 23 年 9 月被共済者は自宅付近を歩行中転倒し前頭部を打ち、翌日の昼食後吐き気を訴え、吐物をつまらせ窒息し死亡した。
- (2) 平成 23 年 10 月共済団体に対し、終身共済の災害給付の請求をしたが非該当通知文書が送付された。
- (3) 死亡証明書によると、死因の種類は不慮の外因死、窒息となっており、医師からも事故性が高いと言われている。
- (4) 被共済者は自力歩行など日常生活に差し支えなく、特に介護等を必要としていなかったことから、疾病等、身体の内的な作用によるものではなかったと判断するべきである。
- (5) 非該当の理由として、「嘔吐については一旦飲み込んだ食物を吐きもどすという状況から、健康な状態ではおこりえず・・・」とあるが、事故はベット上の仰向けの状態で起こっているため健康な者であっても起こりえる状況だったと考えられる。
- (6) 事故前日の転倒により頭部を激しく打ち付けたこと（外来の作用）が事故当日の気分の不調・嘔吐の要因として考えられる、との説明を担当医師からも受けている。
- (7) 他 3 社の災害特約に係る保険金は支払われているのに、共済団体のみ災害として認めていない。

<共済団体の主張>

「終身共済の災害給付特約共済金 500 万円および災害死亡割増特約共済金 500 万円について、支払事由に該当しない。」との判断を求める。

- (1) 申立人は、被共済者が死亡前日に転倒し、前頭部を打ちつけたと主張するが、共済団体が実施した医師面談による調査では、「救急治療時に頭部外傷所見はなく、頭出腫（タンコブ）等も認めていない。」とされている。

したがって、転倒により前頭部を打ちつけたとの医学的な裏付けはな

い。

- (2) 仮に被共済者が転倒によりその頭部を打ち付けたとしても、「救急治療時に頭部外傷所見はなく、頭出腫（タンコブ）等も認めていない。」のであるから、転倒により加わった頭部への外力の程度は軽微なものであることは明らかであり、転倒が死亡の直接の原因であったとは到底いえない。
- (3) 脳神経外科においても頭部打撲による脳出血の可能性は否定していないものの、「頭部外傷受傷後 12 時間以上経過後に脳内出血が発症するケースは稀である。」としたうえで窒息した原因について「断言は出来ない。」と結論付けており、転倒と死亡との間の相当因果関係を認めていない。
- (4) 被共済者は「脳梗塞」「糖尿病」「低ナトリウム血症」「脱水症」および「結腸憩室炎」等の様々な傷病名の診断を受け、死亡前日に診察した医師は「被共済者の身体状況が増悪の一途と所見、直ぐに専門医治療受診が必要と指示。非常に悪かった。」と述べていることから、少なくとも何らかの疾病等の身体の内的作用によるものと考えるのが自然である。
- (5) 被共済者の「吐物による窒息」は、外部からの作用が直接の原因となって生じた事故とはいえないことから、約款に定める災害に該当せず、災害給付特約および災害死亡割増特約の共済金支払事由を満たさない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。